

医薬品副作用被害救済制度から学ぶ適正使用に向けての研修

(主催) 公益財団法人日本薬剤師研修センター

【目的】医薬品副作用被害救済制度は、医薬品を適正に使用した場合に発生した副作用に対して被害救済する制度です。しかし、投与方法を遵守していない等、適正に使用されない事例と判断された場合には、重篤な皮膚障害等の副作用が発生しても、支給対象とはなりません。今回は、医薬品副作用被害救済制度の観点から不支給となった事例をもとに、医薬品を扱う上で薬剤師として心得ておかなければならない注意点などについて研修します。

【プログラム (講師敬称略)】

演題 1 : 医薬品副作用被害救済制度から学ぶ適正使用の重要性 (30分)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 調査第二課
課長補佐 高橋 健中

内容 : 救済制度の説明と不支給事例の紹介

演題 2 : 精神科領域における臨床的使用と注意点

～ラモトリギンの使用を踏まえて～ (30分)

東北医科薬科大学医学部 精神科学教室 教授 鈴木 映二

内容 : 精神科医の立場から医薬品を処方する場合の注意点と薬剤師が調剤する際の注意点について紹介

演題 3 : 医薬品の副作用による重篤な皮膚障害について (30分)

杏林大学医学部 皮膚科学教室 臨床教授 水川 良子

内容 : 医薬品副作用救済制度の副作用が多い重篤な皮膚障害についての紹介と薬剤師が心得ておく早期の対応について紹介

【単位数】 研修認定薬剤師制度 集合研修 1 単位